

普請、勳突(中山曰、土搗の意)、諸手傳へに參候連、平生は勿論相交り申間敷、相交り候はゞ、連中相除候同前に取扱可仕候

一、右掟書堅可相心得候、十七に相成連中へ相加候はゞ、右箇條屹度可申渡可爲相得心事

(中山曰。句讀點は私の加へたもの以下同じ)。

明治八年乙亥八月二十三日に書之

若者世話人(六人の署名を略す)

(以上。日本聯合青年團主事熊谷辰次郎氏所藏文書)

此の掟書には文意の通ぜぬところもあるが、大體においては解釋するに差支ないと思ふてゐる。而して掟書に現はれた點は、別段に取立て、言ふほどの事もないが、少しく異つてゐるものを舉れば、A若者が不義を爲した際には、酒百盃と肴七献を、不義の男女に酌させる事(勿論この費用は不義者の負擔であらう)。B半附合の事は解釋に苦むが、察するに何か家庭上の都合(困窮とか又は病人とかで)で、半分だけの若者附合の意味ではなからうか。C不都合があれば除名し交際を禁じ、併せてその者と交際せし者まで除名することは當然であるが、除名者は普請(公役の

道普請の意ならむ)土搗、諸手傳まで禁止するとは、かくして一段と制裁力を強からしめたものであらう。因に筆尻に明治八年云々とあるのは、文久年間に定めたものを此の年に書き改めたので、此の紀年があるものと見るべきである。

千葉縣海上郡(村名不明)

差上げ申若い衆組合帳事

今度若い衆組合相致候に付、随分吟味致、組合連判仕差上げ申し候事

- 一、恒に親を孝養仕、不孝致間敷候事
- 一、出火御座候はゞ、村方は不及申に近村成共、随分精を出し相働き可申候事
- 一、新家御座候節は、聞付次第、早々集り取持可仕候事
- 一、村方に盜賊、或は怪敷人見付候はゞ、早々に組合頭へ爲聞、用心可仕候事
- 一、博奕大酒を致、不届仕間敷候事
- 一、用事御座候、就家職に他出致、前様旅泊仕譯御座候はゞ、頭へ其譯可達候事

一、人に勝れたいを大にぬき上げ、ぐてらしき風情を致、奢ケ間敷儀仕間敷候事
一、他所へ出、喧嘩口論を好申間敷候。若先様よりしかけられ候はゞ、組合の者は相談致、如何様にも可仕候事

一、他所へ物参り、又は見物に参り候はゞ、組合の者連立可申候、壹人にては行間敷候事

一、役人中は不及申、知人^不者へ慮外仕間敷候事

一、朋輩付合にも喧嘩口論仕間敷候、若云分御座候はゞ、組合のものより相談の上、如何様にも可仕候事

一、何儀によらず、組合頭より申付候事、違儀仕間敷候、若違背申者御座候はゞ、惣若い衆参會を付、其者迄も出入仕間敷候事

右の條々儘かに承知の上、堅く相守可申候、依而組合相究、數日惣若い衆寄合、前書之趣披見仕、堅相守申べく候、若不埒の筋仕者御座候はゞ、其者不及申、組合の者迄、如何様の御吟味被仰付候共、少しも御恨申上間敷候、因茲若い衆連指上げ如斯に御座候、以上

(中山曰。原文のまゝ)

延亨三年七月一日

(以上「千葉縣海上郡誌」所載)

此の規約は本文にも見える如く、延亨三年に公邊から沙汰があつたので、始めて若者連を設けたやうに取り繕つて、急に規約を作り報告したものであるだけに、餘りに扮飾されてゐる若者連の實際と相應せぬものがある。現に此の規約を載せてゐる「千葉縣海上郡誌」の筆者は、同地方における若者連に就いて、左の如く記述してゐる。

往昔、各町村各部落に、若衆組と稱する團體ありて、男子は必ず之に加盟すべきものとせり。其規約等、各地固より一定せずと云へども、元服せし時を以て若衆組に入り、概ね妻帯したる時を以て脱するの慣例なり。而して若衆中より有力の者を、若衆頭に推選し、組下の取締をなさしむ。妻帯後この組を脱するも、中老と稱し、尙若衆組と關係を有し、組の相談に與り、又紛議和解等斡旋の任に當る。常に會する所を會所と云ひ、元服者は酒肴を携へて若衆會所に贈り披露を行ふ(中略)。

若衆組は一致團結の力強く、従つて其勢力盛にして、町村有志者といへども、之に對して制裁

を加ふると能はざりしを以て、時に之を悪用せしことも少なからざりき。若し不平の事ある時は、血氣に任せ、事に假りて其鬱憤を洩らし、或は金錢酒肴を強請せしが如き、或は婚姻の際必ず其家に對して酒肴を求めしが如きは、蓋し其一例なり。又部落心強くして、他町村若衆組に對し、互に義理を重んじ、體面を保つにつとめ、吉凶慶弔するの風習ありき。然れども若し意志の疎通を缺き、行違ひ等生ずる時は、往々衝突することありて、有力者の斡旋あるも、互に言ひ分を主張し、果は軋轢鬪争する等の、蠻行亦決して珍しからざりき(中略)。

若者の規約は嚴重に守られ(中略)、仲間中に不正行爲の嫌疑あるときは友吟味とし、野原へ連れ行きて嚴しく詰問し、體罰を加へ理非を明かにしたる上、人を立て、謝罪せしめ、又組の體面を汚すが如き行爲ある時は、其者を組より脱せしめて一同絶交し、改悛の狀現るゝ時は、謝罪誓約せしめて、再び加入すること許したりき(中略)。

又部落内の娘下女等は、若衆組の支配下にあるものとし、之を保護することあるも、又之に對し、勝手の振舞ありしは、亦奇なる習慣と云ふの外なし(下略)。

前の規約と此の記述とを讀みくらべると、如何に規約が修飾されてゐるか、明瞭に看取せら

れるのである。殊に記述中には「村内の娘下女等を若衆組の支配下に」置くとは、私の謂ゆる娘と下女は、若者の共有の事實の在つたことを、裏書してゐるものである。

静岡縣田方郡三島町若者連規約

伊豆國田方郡

條々

- 一、從御公儀様仰出候御法度之儀、急度相守可申候事
- 一、常々親に孝行、親類兄弟中能、家業大切にいたし可申候事
- 一、博奕懸の諸勝負急度相慎可申候、萬一仲間内にかぎらず左様の者御座候は、差留可申候、若又聞入無之族も有之ば頭方へ申立、急度意見可申候、隠し置き外より現はるゝに於ては其者は勿論、見捨て置き候者も同様に仕置可申附候事
- 一、村方御役人衆中様へ不及申、中老衆へも失禮無之様可相心得候、猶又往來通之御役人衆中様へ失禮無之様、急度相慎み可申候事

- 一、隣村并に穢場宿場其外諸普請所に、口取りなき馬に乗るべからず、武士は勿論平人たりとも一儀を延べ無失禮通行可致事
- 一、女狂等一切仕間敷候、惣て不儀ケ間しき儀申間敷、萬一左様之儀申者有之ば供々に意見可申間、若違背申者有之ば、頭方衆之差圖請可申候事
- 一、草履はき物猥りに取違申間敷候事
- 一、市場、芝居、物見、遊山、談話、說法、其の外何れの場所へ出候共、致大酒喧嘩口論高聲一切仕間敷候事
- 一、奉公人之内理不盡申者これあらば、頭中老へ申立急度相糺可申候事
- 一、流行言葉、宛言葉、仇名、其外聞苦敷言葉遣申間敷候、近村隣村之若衆方へ失禮無之、急度相愼み可申候事
- 一、夜中紛敷もの門立又は村内に有論なる者相見え候はゞ、急度見届可申候事
- 一、手習算用之稽古は怠りなく出精仕べく候、若し會所宿等無之候はゞ、頭方へ願出可申候事
- 一、大頭小頭之申付候事、かり初めにも違背申間敷候事

一、芝居、角力、其外何れの場所へ出候とも、頭衆之下知にしたがひ可申候、私用を重じ拔りぬけ一切いたす間敷候、若し無據行用有之ば、其赴頭方へ申送退出したすべく候、登人立外へ出申間敷候事

一、入聲之儀は年だけ候者は三ヶ年を限り、若し三拾歳に相成不申候者は、縦何ヶ年に相成り候とも、三拾歳限り可申候事

一、入聲之儀は廿七歳までに相成り候者は、三ヶ年限りに暇願出可申候事

一、若者打ち寄りおごりがましき儀一切仕間敷候事

一、隣村芝居その外何事によらず、諸入用割合錢之儀、頭方より日限り相定め申附候得ば、延日無之急度指出し可申候、尤も其節月番を以て寄可申候、若又仲間内勸定有之候にも、差遣等一切仕間敷候事

一、村内若者の儀は拾五歳より三十歳迄、尤も他跡仕り候ものは、其時限り暇願出可申候事

一、若者之内不埒仕り脱落仕り候ものは、たとひ基親え歸參相叶候共、三ヶ年内、新入同断之取計可申候事

右之條々相背候もの其親々へ斷を立、急度仕置可申候、乃而箇條如件

文政十二年ノ正月日改

中老頭中

若者頭年番

世話人	原	久米右衛門
	原中	利左衛門
町頭	原	孫兵衛
	安井	喜右衛門
	道景	幸吉
	宿	市郎右衛門

(前掲。熊谷辰次郎氏採集資料)

此の規約は、何等の説明を要せぬほどに、簡單明瞭なるものであるが、たゞ問題となる點は、果して斯くの如き規約の一々が、若者連の上に行はれたか否かと云ふことである。然るに私の貧

弱なる知識から云ふと、規約の多くは空文に終つたのでは無いかと危ぶまれるのである。殊に女
 狂ひ致すべからずの一項の如きは、若者なるものが、やゝともすると團體の力を濫用して、眼に
 餘るやうな所業を敢てするので、かゝる規約を説く止むなき事情が、潜んでゐたものではある
 まいかと思はれる。若者連と性セックスの問題は如何なる土地でも、持て餘してゐたものと見え、伊豆
 三宅島の若者連の規約の一項にも「妻を離別いたし、未だ日數も不相立内、夫は後妻を迎へ、女
 子は再縁事粗方の薄情の至候、以來は證立さる譯合も無之離別及候得ば、男女相互三ヶ年の間縁
 談差留候間、其旨兼て相心得可罷在候」とあるのは(三)。若者連が性的方面において、我儘勝手
 を振舞つたこと證據立てゝゐるものである。それに現代から考へて馬鹿けた氣遣ひと思はれるこ
 とは、若者に對し草履や穿物を取違へるなどの規定である。而して此の規定は他の土地のそれ
 にも見える所より推すと、昔の生活の一端が窺はれるのである。因に言ふて置くが、此の規約に
 は那名はあるが町名が無いので思ひ煩ふたが、二三の交友に鑑定を乞ふところ、三島町ならん
 との事ゆゑ、姑らく同町にかけるとした。

静岡縣志太郡藤枝町若者規約

嘉永伍壬子年九月下浣

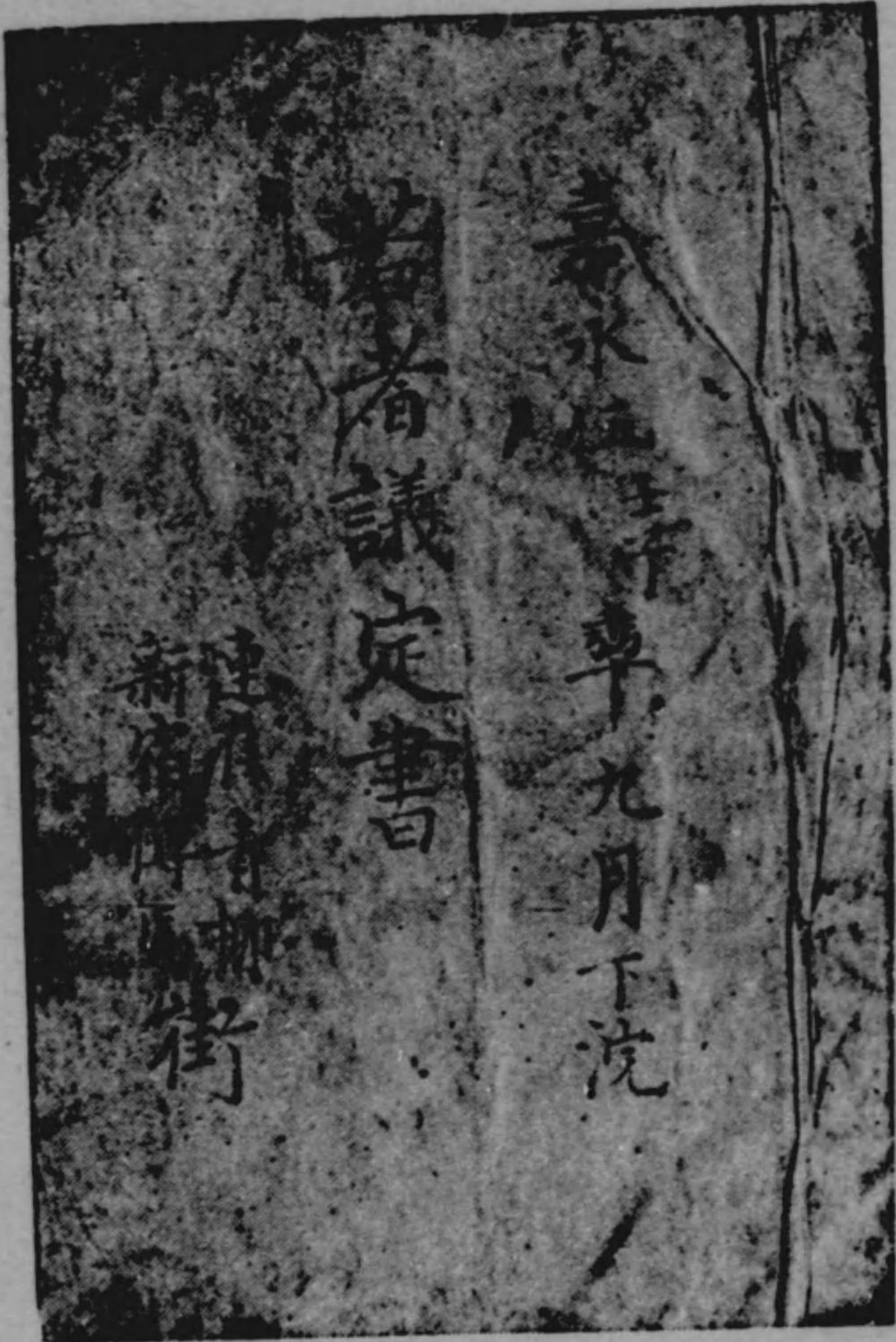
若者議定書

連雀青柳街 (中山日。帳面の表書)

議定書

- 一、先年より是迄若者連中相定來候處、尙又天保十亥年より連中名前相改相續仕來り、又候這般名前相繼候ニ付萬事取極左之通可相守事也
- 一、御公儀御法度之儀者不申及急度相守可申事
- 一、博奕賭之諸勝負一切致間敷事
- 一、喧嘩口論争等一切仕間敷事
- 一、用向ニ付町方在方ニ至迄、夜中他行之節、娘下女其外何様之婦人たりとも、利不盡ニ手を懸なくさみ等決而致間敷事

一、若者名目ニ相懸り出來事致、并ニ連中催し心掛等有之候節、中老たる者江萬端及相談、中老之勸辯を受、無手拔様取計らひ可仕候事



若者議定書の表紙

一、神事祭禮諸祝儀、花見、涼ミ月見、其外何事ニかぎらず、萬端儉約致、入用多分ニ相掛不申様可致候、尙又割合之儀、其時々見計ひ之上、上中下ニ割合致シ、早速持寄相片付、等閑ニ致間敷事、其上江下之割名前之者は萬

事之用向等違背なく、急度相動可申事

第一二 若者連の社會的地位

一、近邊隣村ニ神事祭禮角力芝居等有之節、先方案内参り、又者願之筋旁々之儀者、連中一同相談之上、兩三人茂惣代を以、見舞所持可致事

一、連中一同江相懸り候儀ニ付、何事ニよらず登人之存寄を以、取計ひ不致、一同へ談事之上萬端可致候事

一、連中名前之者は、夜遊び等も五ツ(中山曰。午後八時)限り、夜更迄出歩行、往來筋之いたづら杯不致様、相互ひニ供吟味嚴重ニ可代候、萬一右様之者有之節、一同之名目ニ相掛り候間、早速連中之與合縁切り相行可申事、若又右與はつれ之者と、連中之内ニテ屬合致候者有之候は、早速同斷縁切り相行可申事

一、連中與合之内、祝言致女房相設ケ候而も、十二ヶ月之間者前々之通與合連中屬合致、萬事之世話可申事、尙又祝儀入酒、受納酒等有之節、連中申合、殺伐之次第無之様、供吟味ニ致シ氣を付可申事

右條々之通堅御守の申事

嘉永五子年九月

右人啓助と改

寺田

松 梅 吉 九 萬 時 作 卯 民 鐵 友 卯 鐵

藏 吉 藏 衛 郎 藏 藏 八 藏 藏 吉 郎 藏

兵 太

三

同上ノ拾五人
萬 衆 民 鐵 吉 二 吉

口入時二郎左吉二人

不明 鐵 吉 藏

口入九兵衛

茂 三 郎

口入鐵藏

音 吉 郎

啓助口入

彦 太 郎

嘉永七寅四月

字三郎口入

菊 次 郎

嘉永七寅八月

口 上

一、此度米澤氏之嫡子、未々乍若年親父老漁ニ而悦ひ之數ニ有之、猶又今般相改願ハクハ若者

連名ニ相加度由ニ而、年五歳ニ而相加置もの也

嘉永七年寅八月日

安政元年寅極月

住吉屋友吉口入 米澤眞太郎
堺屋金兵衛口入 利兵衛

安政二年卯二月日

菅江時次郎口入 卯吉

同

住吉屋友吉口入 重藏

同

其屋鐵藏口入 久満太郎

同

住友口入 登久次郎

安政四巳年二月三月

梅吉口入 龍太郎

同

衆藏口入 彦兵衛

同

字吉茂三郎口入 吉三郎

安政五歳三月三日惣連中花見入用割合控

一、貳 百 文

酒 肴 代

第一二 若者連の社会的地位

日本若者史

一九六

神田橋辨吉殿 酒肴是ハ□□^{不明}と物言ニテ仲直リ

- 一、壹ノ六百文
- 一、貳百文
- 一、五十文
- 一、四百文
- 一、三百文
- 一、六百文

酒肴 同代

□いも肴代是ハ□藏へ相渡ス

酒さかな代

座敷洗ひ□用酒肴代ノ

三ノ三百四拾八文

廿 壹 割

壹人前 百六拾文つゞ

時藏口入 富次郎

利兵衛口入 太兵衛

卯吉口入 新左衛門

佐兵衛口入 安太郎

戊安政五年

午正月十一日初寄合之入

六人

右 同 断

安政五歳

午正月十一日新入

彦助口入

徳

藏

(以上。著者所藏文書)

本藏口入

與

三

郎

口藏口入

卯

吉

此の全文を載せることは、少しく冗長に渉る嫌ひがあると考へぬでもなかつたが、併しながら如何にも克明に江戸末葉の若者連の消息を傳へてゐると信じたので、かくは長々と掲げた次第なのである。而して此の規約を読んで知り得たところを略述すると、A此の帳簿は嘉永五年から安政五年まで、前後七年間書き繼いだ點が珍重すべきものである。B規約の條目に就いては、別段に取立て、言ふべきほどのこともないが、それでも強ひて言へば、娘下女等に関する理不盡の件、祭禮その他の費用の負擔を上中下の三級に分ち、下級の負擔者には、その償ひとして勞力を

提供させた件、若者 妻帯しても猶一年間は、若者としての責任を有した件などである。C 若者連に加入するには一々口入人を要したことも、又注意すべき點である。D 生れて僅に五歳の男子が加入（静岡縣「安部郡誦」によれば、女子又は幼者を若者連に加へた例もあるが、之は男兒の出来るやう、又は男子の育つやうにとの呪術的のもので全く特殊のものである）したことは、何の理由によるか判然しない。「親父老漁」云々とあるより見れば、漁師であつたことは疑ひないが、それにしても五歳の少年が何の必要があつて加入したのか腑に落ちぬ。これは或は漁村だけに、漁撈の配當を受けるのに、加入する方が利益であると云ふやうな事情が存したのではあるまいか。E 花見の割前の少額であつたこと、及び酒肴代が殆ど全額を占めてゐたことなどは、共に昔の若者連の生活が偲ばれて深い興味を覚えるのである〔四〕。

新潟縣中魚沼郡芦ヶ崎村大字芦ヶ崎若者連規定

安政五年制定箇條文

總村中之若者中相談之上相究箇條之事

一、馬秣刈若者高倉山に参り候共、上原之内手綱短持引べし、若又赤澤結束の人人會候はゞ禮儀を一々申述候事

必々人悪口等一切不言様、相互に心付一々申候事

一、内山にても、人之作場へ牛馬綱を切り入り耕作を荒候はゞ、早速其足にて誤り可申候事

一、萱場人の持場等に草盗刈致し候もの於有之は、見付次第仲ヶ間吟味、其の上にて仲ヶ間帳

外の罪に一々行事

一、仲ヶ間銘々草履下駄萬履もの類、取替ざる様に相互に心付、不亂様可致候事

一、夜分之中村内遊び出候共、女中者に学績み邪魔を致候ものは、仲ヶ間之内にて、急度一々

致詮議候事

一、他村へ遊びに参候はゞ、禮儀は不申及、諸事穩便に丁寧にて、疎忽無様に心付可申候事

一、遊日の儀は例年の通り、六月十日は金毘羅權現御祭禮に候間、朝草一荷刈候はゞ、一同一

日遊べく候様に致取究候事

一、毎年路普請の儀は、はけん（中山曰。半夏生の意？）の日晝前之中に相互に入念可致定事

- 一、田原水見に参候ても、若し人の田地水干候はゞ、假令少々寄りにも、相互に何れの田地に候とも、水を掛け可申候事
 - 一、村中の若者頭の儀は、村内一々家籠之内頭の若者一人宛、一年交代年行事一々相勤候事、尙又當番行事のもの、指揮不可違背事、然共當地行事のもの、頭若者へ相談之上、諸事取計可申事
 - 一、村内且つ他村に普請人足等に出候節は、相互に心付可致出精候事
- 右拾個條之赴、銘々相守り可申候、若違犯之者於有之は、仲ヶ間中に於て急度吟味可致候以上

安政五戊午年二月改

右之箇條書當番行事之者預り置、春寄合の節持参仕、個條一々讀聞せ可申候

(以上。雜誌「青年の天地」第四年第一號所載)

此の規約は全體を通じて、農村生活と若者連との關係が、詳細に記されてゐるところが、他のそれに比較するとき一段の出色がある。A馬秣刈に馬の手綱を短く持てとか、入會の場合にお

る禮節とか、例の下駄穿物を取り替るなとか云ふのは、共に農村の細かい神經の現はれであつて、實際にその生活に浸つた者でなければ味ふことの出来ぬ點である。B学績みとは、元は婦人の仕事として麻を績んだことであるが、越後ではそれが後には幾分か内容を異にして、村内の婦人が七八人つゝ一家に集つて夜業とするやうになり、更にそれが前掲の越中下新川郡の「膝廻し」のやうになり、若者の遊び場所となつたことが、同國の地誌である「溫故ノ栞」第十編に見えてゐる。秋の收穫後に行はれた「桶洗ひ」と云ふ行事も、同國に限られた土俗ではないが、多少とも女性と若者とを接近させる機會となつてゐたやうである。C休日のこと、路普請のことが、共に村の公けの仕事となつてゐるのも、關心すべきことである。

以上、五種の規約で、大體、江戸期における代表的（中國及び四國の方面を缺くのは遺憾であるが、これは私の寡聞から遂に知ることが出来なかつた。この點は偏へに後賢に俟つとする）のものを盡したと思ふが、更に古き若者連から新しき青年會（まだ公的の青年會では無い）へ更生する、過渡期の規約を掲げて、明治初期の好尚を明白にしたいと思ふ。

福井縣三方郡三方村若者中規則

一、當村若者中古來より相傳りし規則及罪法今般社中會議之上左之通り相定め候事

第一章 總 則

第一條 若者入の義は滿十四年にして當村に本籍を定めたるものに限る可し、但し他村儀は他國より他村に至稼等にて數年住居し然上入社を欲せんとする時は、親又は假親を保證人立入社を乞ふ者差許候事

第二條 入社を致したれば直に席上に於て、冷酒にて一統に交杯し、然る後は兄弟同様の權を有するものとす

第三條 入社を願ふ者は自身の誕生日を記載し社長へ差出すべし

第四條 退社は滿二十七年迄勤務致す者は退社す、但し戸主は滿二十三ヶ年を経て一家維持者は退社を願時は差許候事、但し戸主にて目下差間の廉有之者此限にあらず

第五條 進退日は一月廿四日にして其他臨時に願ふ事不相成候事

第六條 若者中に社長副社長の二名を選擧し總て庶務を掌らしむ。

第七條 社員を古座中座新座（中山曰。此の事は既述した）の三座に分ち、該一部落に幹事一名を置き幹事は該部の事務を掌らしむ

第八條 本社に加入したる上は假令若者と雖、村役其他總出等に一人前の權を有するものとす

第二章 行事務の事

第一條 什物引山等の古來より相傳りし諸器具等の取纏めは中座新座の方に而堅く保護可致事

第二條 一條の如き物遺失し又は毀損したる時は其の事由を審査し誤たずして戯に損したる者は第三條に照し罪則申付候事

第三條 社員社中又は其他に而惡言惡事を犯したる者は其罪の輕重を取糺協議の上輕きは日數を切つて除席し重きは無限除席を申付候事

第四條 社長集會狀を廻したる上は其記載の時限に出頭するは無論なり若該定時に一時間以上相滞候節は其事由を取糺候尙二時間以上遲延し候上は第三條に照し罰則を申付候事

第五條 我事故旨を其缺席を願はんと欲する時は出願時限等に其事由を近傍の社員に依頼し其請たる員は會場にて其者の事故を述べ缺席を願ふべし

第六條 會毎に事故言いしこと屢なり然處社員に於て疑ふ時は該事由を糺し若偽願あらば第三條に照し罰則申付候事

第七條 社員集會場に出たる上は古座新座差別なく違論あらば發言すべし

第八條 定規の總會は一月二十三兩日の愛宕祭二月の山ばん三月の植木六月十七日の午後より翌朝にかゝり石觀音同二十四日の愛宕様同二十八日明神様七月十五日臥龍院施餓鬼九月植木十月九日山神様二十日蛭子様等の官籠は慣例なり其外臨時の集會限りなし

第三章 處 罰 之 事

第一條 古來より一村共有の畑林保護の爲め村内地主より反別に應じ少々宛の餅米を貰ひ數年舊の初午に講を催し村内男子等呼び賄をし總て惡事戯等の有無を談示する者也

第二條 村内の林畑草木を盜取する者を見聞候節は速に其時日詳細取調入札箱へ投込する者也但し其餘の投書は村方へ差出候事

第三條 新座は毎月暇日其入札箱を檢查し若し書類等有之節は其儘集會所へ持出然る上該事由を社長へ届出、社長は直に社中に集會觸を出すべし

第四條 總會の上其投書を開封し若し不分明の節は協議の上不日にして再投書を爲致候事

第五條 投書分明の上は其盜人を呼出し篤と其事由を取糺し其上本人強て覺意無之旨を申立る節は該實地を檢查し入札の相違の節は投書取消候事

第六條 畑林境界を違失し隣地を我地と思ひ切木したる投書に成たる上は左の罰法半額を以て取立可申者也

第七條 罰法は重罰輕罰の二刑とす

第八條 雜類及野荒を犯したる者は多少を不論玄米一俵の罰を取立然る後該事由を記載し揭示する者也

第九條 木草薪等の盜品代價總五倍の罰金を取可申候事

第十條 自身に於て罪を犯し若者社中に對し無覺意の旨を論じ暫くして實際犯したる事の露顯せし上は其件に係る日時に應じ社中の手數料を適宜に取立然る後罰法申付事

第十一條 總て罰金を納めたる上は該事件に係る入費に充す者也

第十二條 社員に於て右條々の罪を犯したるものは此刑を掌る役なるを以て一等増し罰法申付

けたる上除席し然る後に誤書（原註。詫書のことならむ）差入さしむべし。

第四章 消防組の事

第一條 若者へ入社したる上は假令若年と雖火防兵なるを以て退役と雖差別なく滿三十五歳以下_下の者を結びて火防組とす

第二條 火防組の人名を記載し消防小屋に懸置き毎年正月廿四日に誕生籍にて算し滿三十五歳を経たる上は其名札を取消すべし

第三條 消防小屋に照し有人名之者出火毎に屹度參集するは勿論なり雖然無據事故あらば其事由を以て願ふべし

第四條 出火之節缺席差許す者は病氣或ひは遠方に他行し居る者に限るべし、其他は一切不聞入事

第五條 出火に事故無くして若し缺席する者あらば堅く取札假令_{取札}□て不知も申候とも第三章第二條に照し罰則申付候事

第六條 出火の場江出たる上は火防兵は精々消防に盡力するは勿論當然に候得共社長副社長之

命に従ひ極力強働するを專一と致すべき者也

明治十四年舊十一月

會議原案。改正

右條々堅く勤務可致候也（中山曰。原文のまゝ）

若者中 氏名連記

（以上。「福井縣三方郡八村青年會誌」古文書部所收）

此の規約は若者連から青年會への過渡期のものとして意義が深い。勿論、青年會が公けに組織されるやうになつたのは、明治三十八年頃であるから（五）、これを以て青年會の前驅と見ることは出来ぬけれども、若者連の殿軍_{どんぐん}と見ることは差支ないやうである。従つて此の規約は形式と措辭とは、當時、盛んに發布された外國の直譯的の法律の影響を受けてゐるが、その内容にあつては全く往昔の若者連の慣習そのまゝと言へるのである。規約の全文に涉り少しも難解のところが無いので、別段に多く言ふ必要を認めぬが、投書によつて罪科の有無を判すること、及び、荒し_{あらし}の罰金は必ず玄米一俵と定めたところなどは面白い。殊に消防士を防火兵と呼ぶとは、當時の好尙が偲ばれて限りなき興味を覺える。因に同村の若者中規約には、此の外に明治二十六年に改則

された「共有森林法定書」なるものが、同じ年に規定されてゐて、若者と交渉するところが多いが、餘りに長文なので遺憾ながら省略した。篤學のお方は同書に就き御覽を冀ふ。

福岡市博多町の若者連とその組織

博多町が、まだ福岡市に編入されなかつた、明治以前にあつては、同町にも若者連が存してゐたこと、他の府縣と異らなかつた。然るに近刊の雑誌「福岡」(第四十一號)に、その組織が、詳しく記載されてゐるのを發見した。私の此の書には關東から東北へかけての資料が多いのに反し、關西から九州へわたつての資料が誠に乏しい嫌ひがある。之れで此の項に併載することは、少しく順當を缺くと考へぬでもなかつたが、如何にも割愛するに忍びぬものがあるので、左のその要領だけを轉載することとした。

器具の共有 博多中の各町には、あらゆる器具の共有があつた。大なるは幕、釜等から、小はチドリ、茶碗の類に至るまで、あらゆる限りの器物が整つてゐた。町内一軒の家でも用があれば、

自由にこれを使用するのであつた。賀の祝ひ、厄祝ひ、婚禮等に擧げて之れに利用されたものである。

此の器具は、どうして出来るかと云ふと、各町にある若者組の頭達が、その組から中年組に移る時、器具類を新調して、記念に遺して行くことになつてゐるので、又、山笠(中山曰。山車と同じ)や松囃子(中山曰。祭禮)の當番の際に、調へることもある。幕や天幕は、必ず當番の前年につくる。

此の器物は、全部若者で保管される。一品たりとも、たとへそれが廢物になり、一片のカケラとなつてゐても、決して散逸を許さぬ。それは先人の名前や、年月が刻まれてゐるからである。明治の末葉頃までは、どの町にもこれが存してゐたが、その保管者たる若者組が、解散されるやうになつて、何處も散々に賣り飛ばして終ひ、現在では幕や敷物以外は、これを古來のままに、保存してゐる町は、一ヶ町もあるまい。

昔の作物だけに、随分美事な物があつた。又天災地變、不時の折には、大衆の爲に役立つ物にしてあつたので、鐵の陣籠や、素銅の陣鍋など、とても當今得られるものでもなく、又必ず今

月用をなす物であつた(中略)。

若者の組織 各町に若者組があつた。ワカテ、又はワツカモノと稱してゐた。大抵十五歳位から、二十四五歳に及んだ。その上に中年組があり、町によつては又その上に大中年と云ふがあり、それから年寄がゐる。山笠の當番になると、組の頭どころが、その山笠の臺上りの、よいところを勤めることに、なつてゐる關係から、當番の廻り合せでは、二十四五歳になつてゐても、若者に踏み留まつてゐることもあつた。

若者の作法 若者組は長幼の序が正しかつた。新舊の順が厳しかつた。皆年功に依つて、繰上ることになつてゐた。そしてその間、貧富の情實は、斷じて許されなかつた。新顔は總て二等卒の形であつた。年齢や階級が如何であらうと、新入の者は皆初年兵であつた。寄合ごとがあるときは、使ひ走りから、七輪煽ぎまで遣らねばならなかつた。現今の兵隊ならば、學力と金力とに由つて、志願入隊が許され、直ちに優位置が考へられるが、若者組には、どんなよい顔の家の坊ッちやんでも、こき使はれて、繰り上るより外は無かつたのである。

若者の勤務 町における若者組は、町の兵隊さんであつた。町のために最も勤勞する壯丁であ

つた。山笠の時の如き、毎日山笠を昇き終ると、各町の役員は、流れ(中山曰。組と同じ)の當番の處で、種々なる會議や、話合ひごとがある。一般の山笠昇きの人々が、各自町々に戻つても、役員は斯うして残らねばならぬ。若者組では町に歸つて來ても、役員連が歸つて來るまでは、決して武裝を解いてはならない(中略)。役員の歸るまでは、山笠昇きの一日が終つたことにはならないのである。山笠を當番町に昇き戻ると、役員連の法被が、水や汗で濡れてゐるので、若者は一たん自分の町に歸ると、役員連の法被を持つて、當番町に復た出かける。談合が長ければ、その中にまた迎へに往く。かくして役員の、無事な歸宅と報告とを得て、始めて若者組の草鞋の紐が、解かれるのである。

若者の苦行 松囃子や山笠の當番になると、血の涙の出る目に逢ふものであつた。松囃子は年賀の興であつたがために、正しい儀禮としての行事であつた。廻る處が定まつてゐる。最後の處が松原の崇福寺であるが、當番の若者は役員と共に、雨が降らうが火が降らうが、一寸も離れることが出来ない。山笠になると、その辛さが、とても話にならない。少し歩くにしても、掛け聲で走ると云ふ程である。そして寸暇もない。夜間の如きは、山の臺下を、前棒から後へ

幕を張り圍んでゐるが、あの中に徹宵這入つて居らねばならぬ。山笠の臺は、大綱と小綱とによつて、自然な理法で縮めたものだから、小繩の一筋を切つても、あの壯大な山笠は昇げなくなる。若者にはこれを監護する役目がある。

年一度の大行樂であつた、箱崎放生會の參行は、博多の全部が操り出したものだが、それは先づ若者組が、町中を案内して婦女老幼を歡待する。そして自分等は、その翌日に更めて參詣をすることになつてゐたもので、知らぬ人から見ると、暴飲行爲でも何でもなかつた。この放生會の行樂的祭事は、實は美しい習俗にして、傳ふべきものがある(下略)。

猶この一項を終るに際し附記することは、同じやうな規約を七種まで掲載するとは、如何にも煩雜であると氣づかぬでもなかつたが、併し一方から言ふと、此の種の文書が年と共に消えて行くので、今のうちに採録して置くことも、又學徒の責務と考へたので、かくは管々しきまでに記載した次第で、決して他意の存する譯ではない。

祭禮休日に關して の若者連の決定權

各地方とも祭禮に關する娛樂的の行事に就いては、若者連がその決定權を有してゐたやうである。早天の折の雨乞は言ふまでもなく、春の養蠶の當り祝ひに兼ねて、氏神祭に地芝居を催すとか、秋の豐年祝ひに人形芝居を遣るとか云ふ發起者は、どこでも若者連が中心となつてゐた。更に田植が終つた後の農休みの日取や、盆踊りに招待する村々の選擇なども、若者連の意見を閉却することは出来なかつた。而して斯かる類例は各地方を通じて行はれてゐて、然も現時においてもその傳統を残してゐるので、今は多くを言はぬこととする。

これとは少しく事情を異にするが、村での臨時の休日若者連が定める慣習がある。福島縣相馬郡地方では、昔は土地の若者が一日の休養を得ようと思ふときは、談合してその村又はその組の名主か組頭の門前に、門松を立て、「今日は休み日だと觸れてくれ」と暗示すると、名主亦是組頭は「今日は神事なり」と告げて、村中が休むことになつてゐた。明治初年頃までは斯うしたことが度々行はれてゐたが、その後は全く打ち絶えてゐたところ、突如として大正十三年三月に、同郡大野村で「はやり正月」としてこれを復活させたことがある(六)。若者の要求が神事とな

つて現はれるとは、誠に古俗にかなうた面白いことである。更に同縣岩瀬郡地方では、一年の定期及び臨時の公休日の外に、俗に「三日正月」と稱して隨時に休日を選めることがあるが、これは若者連が主動者となり、區長に暗示して極めると云ふことである(七七)。新潟縣南蒲原郡三條町附近の村々でも、村の休日は若イ衆の總代と重立との間で定めるが、此の正規の休日以外にモガリ休と云ふがある。祭するに以前共同で、江川の藻刈をやつた折の遺物であらう。ま正規の休みの外に、雨が降つたりして閑な時には「露氣休み」と云ふがあり。重立の許さぬ休みを「ナラヌ休み」と云つたさうである(八八)。これで想ひ出したが私の生れた村などでも、旱天つゞきに雨が降つた時の「おしめり祝ひ」や、此の反對に雨つゞきに晴天になつた折の「お天氣祝ひ」の休みなどは、共に若者連の發意に由るものであつた。

社會的制裁の實行 者としての若者連

法律萬能論者は、人は法律によつて生れ、法律によつて生活し、法律によつて死すまで言つてゐるが、成る程、法治國となれば法律が生活の規範となることに異存はないが、併し法治國で無かつた我國の百年前までは、慣習と先例が法律に代はるほどの支配力を有

してゐたのである。けれども慣習は國法で無いから、必ずしも強制力を有してゐない。これに従ふのが當然であるが、従はぬからとて罪科にはならぬ。こゝに於いて往昔には社會的制裁なるものが存してゐて、此の慣習の違反者を懲すことに躊躇しなかつた。學友折口信夫氏の生地である。大阪市南區木津町の若者連(これは木津が大阪市に編入されぬ以前のことである)の事情に就いて、左の如く記述されたことがある。

木津では、若い衆の團體たる若中わかぢゆうの上に、兄若い衆と云ふ者があつた。若中に居た時から人望の有つた者が、若い衆の肝煎をするので、其等の者の家が年番に、宿やどと稱して若い衆の集會所になつたものであつた。この兄若い衆は總て若中を心のまゝに左右し、隨分威張つてゐた。祭が近くなると、町々の「宿」の表には四尺四方ぐらゐるな、四角の枠の中に一本隔てを入れたのに、大きな御神燈を二張りくゞり附けて、軒に懸けてゐた。「だいがく」(中山曰。關東の山車と同じやうなもの)に出る揃への浴衣地は、此處で分けてくれたことを覚えてゐる。こゝは若中の策源地なので、餘程こゝわもてのしたものであつた(中略)。町内の豪家に婚禮があると、茲に集る若い衆が、おめでたの有る家の表へ空樽を積み込む。さうして一挺幾らづゝかの

勘定で、祝儀の金を乞ふ。それが憎まれて居る家であるときは、空樽の山を築き、驚くべき入費を掛けさせて痛快とする。若し又若中或は兄若い衆の、怨みを買った節には大變で、更にはいかけと稱する、野臭の漲つた擧に出る。それは肥桶を宴席に擔ぎ込んで、疊の上にぶちまけるので、其汚物の中には蛙蟻などを數多く仕込んであつて、それがびよん／＼跳ねまはつて、婚禮の席を滅茶々にする(中略)。若中の權威は、たゞに婚禮の晩に發揮するばかりで無かつた。祭の際には、兼て憎んでゐる家に「棒はな」と云ふことをする。これは「だいがく」の昇き棒を、其家の戸なり壁なりに撞き當てる方法で、何しろ恐しい重量を、棒鼻に集中して打當るのだから、堪つたものでは無かつたさうである(以上、「郷土研究」第四卷第七號)。

婚禮の際に若者が、何故に斯うした行動(この外にも石塔や石地藏を擔ぎ込むとか、又は水浴せ石打などして、新婚者を苦しめた)に出るのかと云ふに、それは屢記の如く、若者の共有であるべき村の女性を、特定の一人の男子が獨占するに對しての、制裁的意味が濃厚に活いてゐるのである。それであるから他村から來た入聲ほど、一段と猛烈に此の制裁を加へられたもので、俚諺に「小躰三合持つたら聲に往くな」と云ふまでになつたのである(九)。更に祭禮の折に制裁的

の行動を執つたことも、各地方に行はれたものであつて、今に「御輿荒れ」と稱して、新聞紙を賑はしてゐる。

併しながら私が、こゝに記述しようとする社會的制裁とは、もつと廣い意味において、或る點までは一種の社會的事象として、やゝ恒久的に然も繼續的に許されてゐた事に關してある。而してこれも種々なる形式や方法で行はれたものであるが、第一は千葉笑ひの故事である。これは毎年千葉縣千葉町の人々(無論、若者連が中心)が千葉寺に集り、異裝覆面して人物の誰なるかを隠した上に寺内の燈火を消し、闇黒のうちにもその年における領主、名主、組頭、又は町内で不人情のことをしたり、不義を働いた者の罪状の一々に就いて、忌憚なき批判と痛罵とを敢てして、その者の反省を促し、それが終ると一同が大に笑つて退散するので、此の名を負ふやうになつたのである(一〇)。第二は宮城縣鹽釜町に會て行はれたザットナーと稱する土俗である。これは舊正月十五日の夜に、町内の子供が十七八人づゝ一團となり、民家の前に立つて、先づ五六人の者がザットナー(簡單にせよとの方言)ザットナーと唱へると、残りの子供達が異口同音に、その家の主人の非行、妻女の不埒、娘の不行跡などを無遠慮に言ひ罵り、かくて次々と町内の憎

まれてゐる家を廻るのである(一一)。此の土俗は表は子供によつて行はれてゐるものゝ、その裏に若者連が活いてゐることは言ふまでもなく、子供は若者の代理者として、斯うした所業をなすに外ならぬのである。第三は關東地方に行はれた談義(前掲の伊豆田方郡の若者規約中にも、此の名稱が見えてゐるので、多分同地方の談義も同じものであらうと思ふ)と云ふ事象である。私の生れた栃木縣足利郡地方の例に就いて言ふと、毎年、秋の収納が終つた頃に、夜分菩提寺で談義僧と云ふのが來て、これを催すのであるが、本題の法談の方は誠に摘むほどしか口演せず、餘興とも云ふべき村内の名主や百姓總代や、金持、豪農などの行狀に就いて、それは聽いてゐられぬまでの辛辣なる批評の方を多く舌耕する、殊に談義の中心となるのは村内における娘達の評判であつて、もし此の席上で悪い噂でも言はれようものなら「アノ娘は談義にかゝつた女だから」と縁談の妨げになるほどであつた。かうして談義僧は甲の村から乙の村へと、毎晩のやうに轉じて往くのである(一二)。而して此の談義僧なるものが雲水であつて、村内の事情などには少しも通じてゐぬ旅の者であるのに、かくまで各村の住民の行狀に就いて微細の點まで承知してゐるのは、言ふまでもなく村々の若者連から口授されてゐるからで、談義僧は若者連の傀儡にしか過ぎぬの

である。第四は高知縣の丸根八幡宮に行はれた「なばれ」と稱する土俗である。これは八幡宮の秋祭の折に若者達が集り、名主や組頭の非行不徳を脚色して芝居に演じ、そして諷刺する行事であつて、かうされる事がその者の社會的地位に、強い影響を與へることは勿論である(一三)。第五は各地に行はれた悪口祭である。後世になると悪口祭は形式も内容も變化して、一種の年占の意味が多分に含まれるやうになつて、他村に言ひ勝てば自村が豊作であるとか、參詣人同士でも言ひ勝つた者が、福運に與るとか云ふことになつてしまつたが、これは悪口祭の第二義的の退化であつて(一四)、その第一義は祭禮に事よせ、神の名によつて非行を發き反省を求めると云ふ、社會的制裁であつたのである。天に口なし人を以て言はせるとあるやうに、天に代つて此の役を勤めたのは、概して若者連であつた。封建の專制時代にあつて、民権の甚だしく壓迫されてゐた折に、此の種の制裁法が工夫されたのは當然であつて、然も社會の清涼劑として必要があつたのである。

**若者連に適用した
一一の制裁に就て**

若者が属してゐる團體の規約に背いた場合は、その者を除名し交際を絶つ制裁を加へたことは、殆ど全国的に行はれてゐるところであるが、然も此の場合は、單にその若者と絶交するばかりでなく、若者の家とも絶交するのが普通であつた。而して此の事を「村ばね」又は「組はづし」或は「村がさ」とも稱してゐたが、廣く用ゐられたのは「村はちぶ」の語であつた。併し此の「村はちぶ」の語義に就いては、餘り明確になつてゐない。三田村鳶魚氏は會て此のことを解釋して、佛經に天龍八部と甄別されてゐるので、それから來てゐるのであらうと言はれたが(一五)、これは少しく詮索に陥つてゐるやうに思はれる。而して私の生れた地方の事例を言ふと、昔は世間の交際を、冠婚葬の三つを重なるものとして、建築、火事、病氣、水害、旅行、出産、追善の十となし、普通なれば是だけの交際をしたのであるが、村八分むらやちぶんとなると此の十のうちから葬禮と火事の二つだけは交際するが、他の八つは交際せぬので、斯く名づけたのだと言ひ傳へ、現に俚語の一節に「八分されてもまだ二分残る」云々とある。勿論、これとても「はちぶ」の八分と國音の相通から附會されたことかも知れぬが、斯うした事實は私が覺えて

までも行はれてゐたことだけは間違ひない。それは明治二十五年ごろの事であるが、隣村なる某氏(私の親友の兄で、私もよくその人を知つてゐる)が村はちぶされたことがある(一六)。そして數年の間これを實行されて、かなり困却したやうであつたが、その中に調停者が現はれて解決した。後で私が某氏から聞いたところによると、一切の買物は遠く離れた町へ出て辨ずるし、村の者に途中で遇つても横顔されるぐらゐは辛抱も出来るが、一番辛つらつたのは病人があつても醫師の來てくれぬ事であつた。これは絶交されてゐる家へ醫師が來ると、他の全部の家で依頼せぬのを恐れた爲めだと云ふことであつた。現代では餘程の片田舎へ往つても、斯うしたことは昔話となつてしまひ、村はちぶの詮索も無用になつたのは悦ばしいことであるが、その語原に就いては必ずしも明確ではないやうである。

更にこれは積極的に加へる制裁では無いが、消極的の制裁とも思はれることは、若者が妻帯した直後において、今まで自分が屬してゐた團體の若者を招待して饗應せぬと、何年でもその者の脱退を認めず、若者としての義務を負はせた慣例である。而して此のことは可なり廣く行はれてゐたが、就中、徳島縣名西郡入田村では、結婚當時に若者連を招待せぬときは、その新郎を未婚

者と見做してゐた。それ故に貧困でこれを行ふことの出来ぬ者は、妻帯と同時に脱退すべきものを猶三四十年間も、依然として若者役を科されたと云ふことである(一七七)。而してこれに類して更に滑稽(併し統制上から止むを得なかつたものであらう)とも思はれるやうな制裁がある。それは若者連の公休の日に、隠れて働くと罰金を徴するものである。前掲の青森縣下北郡東通村大字目名では、公休日^に無届で働いた者は金一圓、願つて許した得た者は金四十錢を取ることになつてゐた(一七八)。斯うした事も全國に涉つて案めたら、まだ澤山あることと思ふが、茲には一例だけに止めるとする。

若者が規約に反した場合は、各地とも除名が通例となつてゐるが、稀には意外なものもある。前掲福井縣三方村の野荒しに玄米一俵も例の無いことであるし、地名は判然せぬが、片髪きり(悪ひ者の髪を半分剃落して恥かしめる)、色襟着せ(色のついた襟をきかせて恥かしめる)夜討など云ふ方法もあつた(一九九)。而して「福井縣三方郡八村青年會誌」の古文書篇には、若者が規約に反したための詮證が四通載せてあるが、左に婚姻に關するものと、風紀に關するものとを、各一通づつ轉載する。

婚姻に關するもの(原註。除名された者の復舊謝狀ならむ)

指上申一札之事

我等庄助婚禮に付庄助初兵四郎迄若者連中様に^{三字不明}之申上候夫故子の年より十一ヶ年之間若連中様に預け御意見御著台(原註。交際の事ならむ)も不仕候所此度御兩人御願御挨拶仕候處何茂様御聞届け被下奉致候此後何角(原註なにかと)相^{不明}可申候此儀に付以後彼是申間敷候萬一彼是違亂申し候へば如何様にも御取計被下候とも悔申間敷候段後日誤狀仍如件

享和二戌年

兵	四	郎	印
願上	忠	藏	印
挨拶人	平	兵	衛
			印

三方村 若御連中様

村内風紀取締に關するもの

乍恐一札之事

一、此度私段々御若者連中様へ向井過ごん申上候一向申わけ無御座候所新三郎御頼申御わび御願

第一二 若者連の社會的地位

申上候處御閉届被下有難仕合に奉候

此後御若連中様に過言之葉少茂申聞敷候あやまり狀文爲後日仍如件

文化八未年

新三郎 助

御若連中様

更に前記青森縣目名では明治四十二年十月に改則した「若者連中規約」のうちに、實に左の如き奇抜の制裁の條項が見えてゐる。

- 一、若者連中より見放され（中山曰。除名の意か）たる時は其の者より約束通り金五圓酒一樽を取立て其の上三ヶ月間は連中に入れざる事
- 一、此の三ヶ月の内當村内の若者一人たり共居る所にて出稼又は話相手にならざるばかりか又夜中は何れへ行く共夜光玉（原註。懐中電燈の事）を照す事
- 一、若者連中にして貸座敷又は料理店等にて遊び居たる者は七十五日の愼みに致させる事
- 一、賭博者より罰金五十錢打宿より金一圓を取上ぐる事（以上。和和四年一月一日讀賣新聞）。

斯うした類例も、まだ相當にあることと思ふが、片鱗を以て全龍を推すとして、深い涉獵は見合せることゝした。

〔註一〕「千葉縣海上郡誌」。これも嚴格なる意味から言へば、請書であるから必ずしも公文書には云へるかも知れぬ。

〔註二〕田中正造翁は、私の故郷の隣郡である栃木縣安蘇郡旗川村大字小中の生れで、永く代議士となり足尾鐵毒事件で、明治の佐倉宗五郎と云はれたお方であつた。奇行が多く逸話に富んだ生涯を送られたが、これは著聞されてゐるので省略する。

〔註三〕熊谷辰次郎氏の蒐集された資料から借用轉載した。猶此の機會において同氏の厚意に負ふこと多きを記し謹で敬意を表す。

〔註四〕此の「若者議定書」は表書に、地名が明記して無いので詮索に苦んだが、幸ひにも此の書冊（寫本）を静岡市で買入れたことが知れたので、同縣出身の伴野賢造、藤田忍兩氏に就いて質したところ、志田郡藤枝町と判明したので、これに従ふとした。

〔註五〕日本青年館調査發行の「青手團發達年表」に由ると、明治三十八年九月に内務省地方局長（當時吉原三郎氏）が、地方青年團向上發達に關し公文の通牒を發した。これが青年團に關する最初の公文であるさうだから、此の前後から組織されるやうになつたものと見て、大なる誤りは無いと思ふ。

〔註六〕「相馬郡郷土史」巻一。

〔註七〕「岩瀬郡誌」。

〔註八〕「越後三條南郷談」(爐邊夜書本)。

〔註九〕舞いぢめを單なる若者の惡戯と見るのは決して妥當なものではない。舞いぢめは古くは神の名によつて行はれ、後には社會の一制度として存してゐた。詳細は拙著「日本婚姻史」に記載して置いた。

〔註一〇〕「諸國里人談」。その他の書物にも記してある。

〔註一一〕「新撰陸奥風土記」。

〔註一二〕私の前時代までは年々此の事が行はれてゐたとて、母方の大伯父である故岩井田喜重郎翁から此の話を聞いた。更に此の雲水に談義の材料を授けたものが、村の若者達であつたことは勿論である。

〔註一三〕「土佐古跡巡遊録」。

〔註一四〕これに就いては「民俗藝術」第一巻第十號所載の拙稿「惡口祭」に略述した。

〔註一五〕「風俗畫報」第三八一號「尾三方言」の條。

〔註一六〕足尾銅毒事件のために、村の決議に一人反對したためであつた。

〔註一七〕「名西郡誌」。

〔註一八〕昭和四年一月一日發行の「讀賣新聞」。

〔註一九〕前掲の「青年團發達年表」附録「若者連の舊慣」に載せてある。

第二三 若者連の維持費とその財源

若者連は存立の本質から云ふも、事有る度毎に主として勞力を提供するものであるから、別段にこれを維持するのに費用を要するでもなく、従つて恒久的の財源などを必要とする筈も無いのであるが、それにしても寢宿への謝禮なり、祭禮その他に就いての飲食費などを要するのと、更に一面からは若者の共有にかゝる田畑や山林に對し、これを耕作し植林することは、若者連の團結力と公德心とを養ふ點から意義も深かつたので、是等の財源を有してゐるものを少くなくかつたやうである。而して茲にはそれ等に關して略説する。

祭禮の勸進と 特殊の徵集法

若者連の最も古い祭禮用の財源とも云ふべきものは、その祭禮毎に「勸進」と稱して、村内から餅、米、又は洒肴料の寄附を受ける方法であつた。而して此の方法は古くから、廣く全國的に行はれてゐて、殆ど例外なしとも云ふことが出来るので、改めて一々の例證を擧げることとは

省略し、やゝ特色のあるものだけを載せるとする。滋賀縣坂本村（今は大津市に編入さる）では昔は毎年日吉神社の祭日には通路に繩を張り、關錢と稱して往復の旅人より初穂料を收め、これを祭費に當てたものである（一）。これには若者連が中心となつてゐたとは明記してないが、斯うしたことは常に若者の行事と見て差支ないので、姑らく茲に掲げるとした。それからそれは私の郷里に行はれたことで、他の地方に類例があるか否か深く討ねても見ぬが、私の郷里は江戸期には所謂例幣使街道の一傳馬驛として（二）、宿内に多數の土娼（俗に飯盛りと稱した）を置くことを許されてゐて、私が少年の頃には百戸たらずの宿に十七軒の妓樓があり、その前時代には三十軒あつたと云ふことである。従つて是等の妓樓に附随せる小料理店や居酒屋なども可なり多かつた。それ故に春秋の氏廟祭や、六月の祇園會、七月の盆踊りなどに要する費用は、昔はその土娼の頭割りに、後には妓樓と飲食店から一軒につき幾らと徴集することになつてゐて、これが若者連の費用にもなつたのである。而してこれに似た特殊の方法も、その土地の情況により種々なるものが存したことと思ふ。

定額の維持費 徴收と譲り金

若者一人につき、一年いくらと額を定めて費用を集めたことが、各地を通じて行はれたものか否か、私の寡聞なる僅にその一例しか承知してゐぬ。即ち埼玉縣兒玉郡本庄濠町にては、昔は若者より年百文づゝを取り立てゝ、連中の雜用に充てたと云ふことである（三）。同町は私の郷里と同じやうに、中仙道の一驛であつて、然も土娼を許されてゐた所謂惡所場であつたので、斯うした事が行はれたものと思ふが、併しこれは此の町に限られたものと見るのが穩當で、他の多くの純朴なる農村には見ることの出来ぬことである。群馬縣利根郡白澤村大字高平の若者連には、昔から「譲り金」と稱する基本金があつて、それを代々の若者連に引繼いで來たが、明治初年にはその金額十五兩であつた、保管は言ふまでもなく若者頭である（四）。而してかゝる類例も、必ずや各地に多かつたことと思ふ。

共同の財産を 有せる若者連

若者連が共有の田畑なり山林なりの収益を以て、その財源としたことは各地に存してゐたやうである。岐阜縣岩村町の若者連は山林を所有してゐて、毎年二月十五日には若者總出となつて「植木祭」を行ひ、植林するのを習ひとし、そして成木は伐採して他に賣却し基本金に組入れ、増殖を計ることとした〔五〕。前に屢記した福井縣三方郡八村の若者連は、各大字を通じて、古きは慶長頃から、新しきも享保頃から繼續してゐるだけに、その組織も頗る整然たるものであるが、相田部落（同村の大字）では明治十年に、若者連を夜學生と改め、同二十六年に相田青年クラブと變更し、同二十九年に青年林として大谷山に杉苗五百本を植樹し、その後も年々のやうに植樹して財源を造り、佐古部落（同上）では明治二十三年に若者連を青年社と改め、同三十一年に青年貯金規約を定めたが、後に無盡講となし青年金融講と稱して利殖を計り、別に明治二十三年から青年は、秋期に一日だけ勞力を提供し山に入て薪を伐り、それを賣却して會費に充てた。生倉部落（同上）では安政年間に若者連總出となつて湖面を埋立て、四畝歩餘の田地を作り、その收穫で若者連中の維持費となし、三方部落（同上）には昔から若者連中の共有林があり、それを安政六年十一

月十日に新林一口を銀百七十匁にて木挽へ賣渡した古證文があるより推すと〔六〕、相當の財源を有してゐたことが知られるのである。而してこれも前に擧げた福岡縣柳川在の少年團が、村の澁柿と菱を所得したことも、又この場合の一例として數へることが出来る。

〔註一〕「參宮名所圖繪」卷上。

〔註二〕例幣使街道とは江戸期に、毎年舊四月十七日下野日光の東照宮の例祭に際し、朝廷より下賜さるる金幣を捧持せる勅使の通路を云へるもので、京都より中仙道を経て群馬縣の新町まで來たり、それより路を轉じて玉村、木崎、太田（以上群馬縣）を過ぎて八木、梁田（私の生地）、佐野（以上栃木縣）を経て順路日光に到つたので、此の路次をかく云ふたのである。

〔註三〕「武藏國兒玉郡誌」。

〔註四〕同村の小野忠義氏報告。

〔註五〕前記の鈴木萬一氏報告。

〔註六〕以上悉く「福井縣三方郡八村青年會誌」の各支部の條の記事に據つた。

第一四 若者連とその功罪

私に言はせると、我が國初期から存した若者連も、明治維新と共に概ね解體し（少數の若者連はそのまゝ存続して、明治期の青年會に引繼いだものもある）、今では漸く青年會の繼しい母胎ぐらゐにしか考へられぬやうになつてしまつたが、偕て此の若者連が社會に残した、その功罪の決算に就いて略述したいと思ふ。

功績として數ふ

べきものは何か

往昔の若者連の功罪を論ずるに、現代の社會感情や道德規範を以て律することは、必ずしも穩當だとは考へられない。少くとも若者連の存在した當時の事情を汲んで見るものが肝要である。而してその功績の方面に就いて言へば、A村内の夜警と消防、B出水暴風等に関する警備と救護、C神社の祭禮等の行事、D公共の建築物の修繕の手傳ひ、及び道普請の勤勞などを數へることが出来るのである。併しながら是等は言ふまでなく物の上に現はれたことのみであつ

て、更にこれよりも重要なものは、A若者連に加はつたために、共同心を培ひ、且つその體面を恥かしめざるやう常に内省させたこと、B若者として體力を訓練し、些かにも剛健の氣風を養ひしこと、C他村の若者連に劣らぬやうと、多少とも生業その他に努力する心持を懷かせたことである。小學校がなく、勿論、それ以上の研學修徳の機關とてもなく、政治的にも經濟的にも恵まれてゐなかつた時代において、以上のことを物心両面に發揮し、且つそれが小さい村の正義であり、村の勇氣であるにせよ、これを維持することの出來たのは、若者連の功績として大に禮讃すべきであると信じてゐる。若者が出火に際し挺身して他の難に働いたとか、難破船を救ふために生死を賭して盡したとか云ふ、その一々の例證を示すことは餘りに煩雜でもあり、また餘りに周知のことなので省略するも、斯うした義を見て勇む美しい心がけを養ふた上に、若者連の存在が大きな役割を勤めたことは考へなければならぬ。私の母の生れた村の船橋（渡良瀬川に架す）は、對岸の村と共有であつたが、毎年秋口に、降雨のため洪水となると、その船橋の流失を防ぐ爲に、兩村の若者が總出となつて活動するが、それは實に生命がけの仕事であると同時に、兩村とも互ひに負けまじと、競争的に活動する有様は、實に悲壯でもあり、且つ目覺しい事であつた。

**弊害として擧ぐ
べきものは何か**

若者連の團結が鞏固となり、その存在が社會生活の一機構となり、勢力が伸張するやうになつて來ると、その統率者において、その訓練において、その制度において、大に完全を缺いてゐた反對に、血氣に逸る若者の集りだけに、時に常規を逸し弊害を生ずるやうになるのは蓋し止むを得ざる歸趨であつた。而して是等の弊害として數へらるゝ點は、A 勸進と稱して寄附を強要し、應ぜぬときは報復したこと、B 未婚の女性に對して我儘勝手の振舞をしたこと、C 寮宿に集り賭博に耽り、又は野卑なる音曲俗謡を歌ひ、或は淫猥なる雜談をなし、少年者を知らぬ間に墮落させたこと、D 各部落の若者連は反目嫉視してゐて、絶えず喧嘩をしたことなどが、その重なるものとして擧げられるのである。私が好んで各地の郡村誌を讀んで、若者連の記事に接するとき、その大部分は同連の功勞に就いては全く默殺の態度に出でながら、如上の弊害に就いては特筆してゐるのに接するのである。かなり各地で若者連の存在に悩み、併せてその跋扈に苦んだことが知られるのである。私なども江戸期の末から明治の初めに存した、若者連の實際の行動を見たり聞いたりして、眉を蹙めることが一再ではなかつたのである。併しながら強ひて言へ

ば、これは決して若者連の罪では無くして、當時の社會の罪なのである。賭博が金錢教育として公けに許され、「博奕をせぬものは且那寺の佛様だけだ」と云はれた時代においては、獨り若者のみを責めるのは酷である。更に未婚の女性に對して勝手の振舞があつたことも、我が國情が女子共有を社會的に認めてゐたのを、若者が維持したゞけに過ぎない。殊に結婚法が発達せぬ時代にあつては、斯うした事でその缺陷を補ふより外に致し方が無かつたのである。小學教育もなく、性教育もなく、更に職業的の媒酌人のなかつた時代には、求婚の方法として許して置くより外に據らなかつたのである。而して野卑なる音曲俗謡とか、淫猥なる雜談とか云ふことも、時代と境遇との上から止むなきことで、娛樂に乏しく交遊に狭かつた農村や漁村にあつては、文化を誇る今日でも僅に形式を變へたゞけで存してゐるほどであるから、是等は深く咎めるに及ばぬことと思ふ。さればとて私は必ずしも若者連を辯護して、その弊害を無實だと言ふ者ではない。ただ功罪を決算するとき、その罪よりも却つてその功の多きことを認めたいのである。

結語

私は曾て若者連の事を論じて、斯う言ふたことがある。即ち「慣習と先例とが光りと力とを失ふ法治の時代になれば、慣習と先例との上に築かれた若者連なるものが崩解するのは當然である。我國の若者連が明治期に入ると共に、忽然として影が薄くなり、遂に青年會と名を改めて、その實質の混び去つたのはこれが爲めである。而して昔の若者連と今の青年會とを比較して、その長短を批評することは好まない。何となれば此の兩者は似てはるるが同じものではなく、前者は生活の必要が生んだ私的の組合であるのに反し、後者は政府の訓令によつて定めた公的の自治團體であるから、それは比較にならぬ相違があるためである。併しながら強ひて言へば、昔の若者連は情と義によつて結ばれ、今の青年會は餘りに理と知によつて結ばうとしてゐる。従つて前者は温く、後者は冷かであるために、名においては青年會の優るところあるも、實において若者連に及ばぬ點が無いとも云へぬ。併しこれは過渡期の一現象であつて、やがては青年會も情と理

を併せたものとなるであらう」と。私は今においても然く考へてゐる者である。

更に最近に至り、現在の青年團は餘りに官僚的であり、軍國主義的であり、資本家擁護主義であるから、これを解體して大昔の若者連に還元せよと云ふ議論に接するが、私の若者連に關する貧しき研究の結果から云ふと、此の議論は空想であると同時に、また決して穩當なものでは無いと思ふ。成る程、今の青年團にも多少の間隙はあらうが、此の理由を以て若者連に還元しやうとするのは出來ない相談である。それよりは青年團に備はらぬ所があるとしたら、それを完全のものにするやう努めるのが肝要であると信じてゐる。これを以て結語に代へるとする。

日本若者史終

日本若者史の後に

—

わが國の青年團が、世界に類例なき特殊の性質を有し、特殊の機能を發揮しつゝあるのは、研究者の何人も異議なき所であらうが、その然る所以を討ねれば、歐米のそれは、大體に於て青年教育にと、かどの識見ある人々が、その教育的信條を社會に訴へ、之に共鳴する人々を集めて組織してゐるものであるに反し、我が國の青年團は、遠く古代の民俗的風習を基礎とし、時代の變遷に伴ふて、或は發達し、或は改造されたものであると云ふ點に存すると云はねばならぬ。

わが國の青年團、殊に地方村落に於ける青年團にありては、入團の手續はなくとも、小學校を終りて青年期に達すれば、當然青年團員となり、我も人も之を疑はぬと云ふ實情である。かう云ふことは、歴史的に、長年月の傳統の上に立つて初めて行はるゝことであつて、かの一定の主張に共鳴して集り來る特別の青年運動とは、全然その性質を異にしてゐることが、之によつても明

かであらう。

二

又、わが國の青年團を以て、政府が命じて作らしたものと考へてゐるものが少くないが、之などは最も重大な誤解である。政府が初めて公文書に於て青年團に觸れて來たのは、明治三十八年九月、時の内務省吉原地方局長の地方長官に對する通牒であつて、その次が、翌年一月、文部省澤柳普通學務局長の通俗教育振興に關して之に言及した通牒である。明治三十八年九月と云へば、日露戦争の終つた直後であつて、獨逸の從軍武官が、戦時中の日本の青年團が、砲後の團體として如何に活躍したかを本國政府に報告し、本國政府にありてこの報告を見たフォン・デル・ゴッルス元帥が、我が國の青年團に眞似て、エング、ドイツチランド、ブンドを創立せんと努力した年である。即ち政府が青年團を援助し指導し出したのは、獨逸が眞似出したのと同様である。それまでに獨逸が眞似るほどの成績を挙げたのが、わが國の青年團である。

かうした明治の青年團は、徳川時代の若者團體が明治維新の大變革に遭ひ、時勢の變遷に伴ふ

て發達することが出來ず、云はゞ時勢から置いてきほりを喰つて、その惡弊のみを現はしてゐたのを、地方の特志家や教育家たちが、その形態の中に新時代の精神をつぎ込んで、苦心して作り上げたものに外ならぬ。従つて明治以後の青年團は、大體に於て徳川時代の若者團體が、その昔ながらの習俗としての存在の上に、新なる精神を取り入れて復活したものと云ふことが出来るであらう。

三

わが國の青年團が、かうした沿革を持つてゐる以上、徳川時代及びその以前の若者團體の研究は、當然青年團研究の基礎的條件であると云はねばならぬ。ところで、徳川時代及ぞその以前の若者團體は、所謂土俗的存在であつた爲め、歴史上の文獻に現はるゝこと少なく、好事家又は特別の研究家の蒐集した断片的資料のほか、たよるべきものゝなかつたことが、この道の研究家にとつて、少からぬ恨であつた。勿論近時に至つて、民俗研究の先覺者たちの發表された部分的の研究は少くないが、若者團體に關する資料なり、考證なりが、一と通りまとめられてゐな

かつたことは、たしかに研究者の恨みであつた。この點から私たちは、中山太郎氏の日本若者史の出たことを、この缺陷を補ふもの、一つとして喜ばざるを得ぬ。氏が多年に涉つて蒐集された資料はこの道の人々にとつて、得がたき寶である。尤も氏の研究の實績が、性慾に關する事項の詳細にして豊富なるに比し、他の方面が、比較的之に伴はない感じがあるのは、我々の立場から見れば遺憾ではあるが、併し氏自らも、若者研究の陳吳とならんと云つてゐらるゝのであつて、氏自身今後の研究も、更に廣く各種の方面に涉つて一層の深さを加ふるであらうし、又他の研究者をして續々と氏の跡を論はしむるでもあらうから、この點も深く問題にするにも足らぬであらう。

尙ほ、この若者團體が明治以後如何にして今の青年團に進化し來つたか、又、現在の青年團が如何なる状態にあるかに就て、氏の記述が、私たちの知つてゐる事實に照して何うかと思ふ事がないこともない。この點は更に著者の考慮を煩したいと思ふが、併し日本若者史の中心の内容とは自から列個の問題であつて、之が爲に本書の價値が上下せらるゝわけでないことは云ふまでもあるまい。

四

とまれ、世界に獨特の性質を有し、我が國の將來の國運に對しても、はた又、社會生活に深みと潤ひとを與ふる點からも、重大なる使命を有してゐるわが青年團の、過去の母胎であるところの若者團體の研究が、氏の著書によつて刺戟が開かれたのみでなく、更に一層その必要を感じせしめられ、その興味を喚起せられたことは、間違ない事實である。われ／＼はこの點に於て、深く著者の勞を多としなければならぬ。

日本青年館に於て

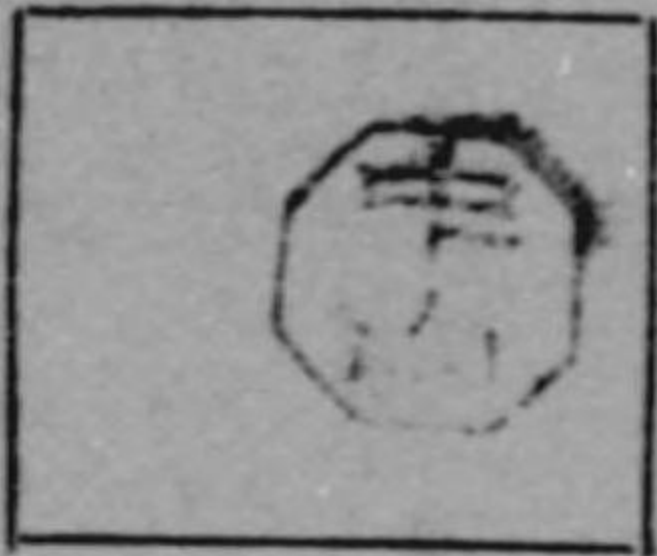
田澤義鋪

昭和五年六月

昭和五年七月十二日印刷
昭和五年七月十五日發行

日本書者史

定價金壹圓五拾錢



著者 中山太郎

發行者 和田利彦

印刷者 笹山誠一

印刷所 常磐印刷所

發行所 東京市日本橋區通三丁目八番地 春陽堂

電話日本橋三・六二・三八八
振替口座京東一六一七

相馬 御風 著

總布裝極美函入
六百頁寫真多數
■定價貳圓七拾錢
■送料拾八錢

大愚良寛

良寛研究として最大の權威者なる御風氏が、高き尊崇の熱意と深大な味解と、周到綿密な考究と、永年に亘る渾身の精進の餘になれる良寛和尙の評傳で、正に「良寛和尙詩歌集」と姉妹篇たるべきもの。これ實に人としての良寛を世に傳へんとした最初の書であり、かの隠れた高僧の謎の如き人間良寛の眞面目は本書によつて始めて明である。大愚か、大凡か、はた大賢か大非凡か、とまれ一個稀有な隱聖の生活が迷ひ苦しめる現代の人心に、いかに大なる福音と光明を與ふるか、本書はその秘鍵に外ならない。

東通 京三 橋本 春日 堂 振一 替六 東一 京七

相馬 御風 編並解説

四六總布裝
函入極美本
■定價壹圓九拾錢
■送料拾八錢

良寛 和尙 萬葉短歌抄

本書は良寛和尙自筆のまま保存されて來た萬葉集の中よりその精髄として抄録した釋親の書を世に始めて紹介されたもの。良寛の絶唱が萬葉集の本格を把握しそれに彼獨特の風格を帯びしめたものであるが、彼がいかに萬葉集を好み、理解し、且つ評價したかそれこそ良寛の本質を認識し得ると共に、眞に短歌の本道を完全に味讀し得る極めて貴重な秘法である。萬葉を尙び、良寛を愛し、短歌に關心を持つ何人にとつても絶対に必要なる文献である。本書を通ずることにより短歌の玄道は潤然として眼前に歴々と展開するであらう。

東通 京三 橋本 春日 堂 振一 替六 東一 京七

菊池寛短篇集

道理

内容。入れ札、蘭學事始、亂世、義民甚兵衛、征南奇聞、マ
スク、天の配劑、ある青年、祝盃、姉の覺書、鳥原心中、
妻の非難、啓吉の誘惑。

定價 壹圓
送料 拾貳錢

極樂

内容。出世、盜賊被盜賊、M侯爵と寫眞師、勝負、死床の願
ひ、義勇、神の如く弱し、慎しき配偶、形、極樂、笑ひ、
名君、盗人を飼ふ、歌舞伎若衆。

定價 壹圓
送料 拾貳錢

東京・橋本・三通 春陽堂 振替(東)一六七

菊池寛短篇集

冷眼

内容。友と友の間、簡単な死去、小説「灰色の檻」、ある戀の
話、奥附の印、身投救助業、死者を嗤ふ、順番。

定價 壹圓拾錢
送料 拾貳錢

我鬼

内容。まどつく先生、藤十郎の戀、ある抗議書、恩讐の彼方
に、たちあな姫、葬式に行かぬ譯、晩年、我鬼、舞臺に立
つ妻、ある兄弟、奇蹟、鐵拳制裁、後序。

定價 壹圓拾錢
送料 拾貳錢

東京・橋本・三通 春陽堂 振替(東)一六七

橋田 東聲 著

平福百穂裝幀
新四六判極美本

■定價壹圓七拾錢
■送料拾貳錢

土の人長塚節

長塚節は人として、又藝術家として、私の最も敬慕する人格である。この人格に對し、私は實に久しい間、思慕と崇敬の心を抱いて來た。この頃自然を思ひ自分を顧みて、長塚節の世界を追慕する心が益々深い。久しく遙へられて來た念々の思慕の情が乃ち私を驅つて本書をなさしめた。

節の生涯、人格、性情、生活、藝術、師友、臨終等については一通り書いたつもりである。まづしい乍ら、いささか自信のある著作である。大方の高評を希ふ。(橋田東聲)

- 内 容
- 一、長塚節生涯
 - 二、短歌と自然及び農村
 - 三、全人格の藝術
 - 四、正岡子規と節

- 五、伊藤左千夫と節
- 六、自然の人長塚節
- 七、節と女性
- 其他十數項

東 京 日 本 橋 本 三 丁 目
東 橋 本 三 丁 目
替 振 一 堂 陽 春
東 一 七 京

萩原井泉水 著

總布裝堅牢
函入極美本 (三版)

古人を説く

定價 壹圓八拾錢
送料 拾貳錢

大自然の愛と淋しさを魂とする聖者の如き古典詩人芭蕉——貧困の中から圓熟した畫と句とを産んだ中世的な藝術家蕪村——どこまでも人間的な生活と苦惱に忍んだ近代人一茶——芭蕉、蕪村、一茶の體驗した深い心境と秘めし生活と高い藝術とは親しく懐しく現代の我等の心に直接に呼びかける。

しかも俳境に於て清新と獨創の鑑識をもつて異常な衆望をあつめたるが著者の眞摯な評論こそ、俳人は固より、廣く諸君の御愛讀を俟つこと頻である。

- 一、研究、芭蕉雜誌「奥の細道」註、一茶の生活の一記録、一茶が日記から、俳人丈草、夏目漱石尾崎紅葉の俳句に就て。他數篇
- 一、講話、芭蕉の生活と其俳句、芭蕉といふ人、蕪村の俳句と藝術味、「春風馬場曲」評釋。

東 京 日 本 橋 本 三 丁 目
東 橋 本 三 丁 目
替 振 一 堂 陽 春
東 一 七 京

相馬御風著 總布裝高雅 函入極美本 (五版)

靜と動との間

定價 壹圓六拾錢
送料 拾貳錢

「山は靜にして性をやしなひ、水は動いて情をなぐさむ。靜動ふたつのあひだに
してすみかを得るものあり」の芭蕉の句をそのまゝに生き、悩み、その澄明幽玄、現
代稀に見る超俗性、大自然の深い大きい脈搏の把握こそまことに本書である。――
「自然と人間」、遊びの世界、こどもの言葉、この安心、表現について、北國春信、
良寛雜考、花の開く姿、ある鐘樓守の話から、新民謡の誕生、都會と田舎、海が踊
つてゐる。大雪雜記、雪は消える、紙鳶あげ。戯歌四十五首等、すべて朗々愛誦す
べき隨想の傑作に充ち満ちてゐる。

東橋 日本通 本三 春 陽 堂 振替 (東) 六一七

萩原井泉水著 小村雪岱畫伯裝幀 手摺木版特製表紙 (好評)

觀音巡禮

定價 壹圓八拾錢
送料 拾貳錢

春風が吹く、法衣の袂を翻して、山に野に佛を尋ね行くものは著者だ。朝の太陽、
夕の燈火、旅こそ地上の人間すべてを佛に近づける。野に出でよ、此著者と共に諸
君の心を春光、秋風に放たしめよ。俳人たる著者が痴凡を拂ひ遠離一切、嶺側夢想
の眞實を求めて西國三十三所の靈場に心を寄せる。其懷徳を述るぶや、新紀行文と
して何人の心をも旅に誘はないうでは借かない。附録には著者の實踏した「道中案
内記」と「巡禮地圖」を添ふ。西國三十三所の絶好の道しるべである。

東橋 日本通 本三 春 陽 堂 振替 (東) 六一七

尾山篤二郎編著

全總絹特製 極美本
六百頁寫真版多數

校訂 西行法師全集

定價 參圓五拾錢
送料 拾八錢

本書は歌聖西行法師の最も信頼すべき定本的全集である。即ち流布本「山家集」
原本を、周嗣禪師、内閣文庫所載の寫本をもつて異同を顯はにし、藤岡作太郎博士
の「異本山家集」等を附し、今日傳はる西行の最も完全な全創作集である。更ら
に「歌僧西行の生涯」の長篇作は、著者の多年苦心の結晶であり、これによつて西
行の絶唱がいかなる時に所に物されたかの、全面的味解が始めてなされるであら
う。殊に西行法師年表、索引等は西行研究者に絶対に必須なものである。

東京橋本三日通

春

陽

堂

振替(東) 六一七

